◇ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第百六十三号）（警察庁）

1　ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令等の一部改正

　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、

⑴　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）に基づく緊急の必要があると認めるときの禁止命令等に係る意見の聴取

⑵　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）に基づく財産の凍結等の措置の確実な実施を図ることが著しく困難となると認めるときの仮指定に係る意見の聴取

について行政手続法（平成五年法律第八十八号）の規定を準用する場合における技術的読替えを改める。（本則関係）

2　施行期日

　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。（附則関係）

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第百六十四号）（警察庁）

1　放置違反金の納付命令に係る公示等に関する規定の整備

　放置違反金の納付命令に係る公示等について、一定の事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を都道府県公安委員会等の掲示板に掲示し、又は当該事項を都道府県公安委員会の庁舎等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととする。（第十七条の五、第二十九条、第三十九条、第五十四条関係）

2　その他

　その他所要の規定を整備する。

3　施行期日等

⑴　この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置を設ける。（附則第二項関係）

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第百六十五号）（文部科学省）

1　介護補償の額を改定する。（第六条の二第二項関係）

2　葬祭補償の額を改定する。（第十八条関係）

3　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定する。（別表関係）

4　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

5　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項、第三項関係）

◇漁業法施行令の一部を改正する政令（政令第百六十六号）（農林水産省）

1　漁業法施行令の一部改正

　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）による行政手続法（平成五年法律第八十八号）の改正に伴い、同法を準用している漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）について必要な読替規定の整理等の所要の改正を行い、海区漁業調整委員会等が行う意見の聴取における不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の公示の方法による通知の方式を定める。（本則関係）

2　施行期日

　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。（附則関係）

法　律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第十四号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万千六百六十六人」を「二万千五百四十人」に改める。

附　則

この法律は、令和八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣　平口　洋

内閣総理大臣　高市　早苗

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第十五号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正）

第一条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の三　金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置（第三十四条の十―第三十四条の十六）」を「第四章の三　金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置（第三十四条の十―第三十四条の十六）　第四章の四　金融機関の資本の増強に関する特別措置（第三十四条の十七―第三十四条の二十四）」に改める。